特集1:冒認特許

冒認に関する考察~特に平成13年最高裁判決と 平成14年東京地裁判決の関係をめぐって~

吉田広志

1. 議論の前提

特許を受ける権利は原始的に自然人たる発明者に帰属する(特許法29条1項柱書)が、この特許を受ける権利は譲渡が可能である(同法33条、34条)。そして、出願ができる者はこの特許を受ける権利を有する者に限られ、それ以外の者が出願をなした場合は拒絶され(同49条7号)¹、過誤登

1 なお、冒認出願と混同されることがあるが(たとえば織田季明/石川義雄『新特許法詳解』[増訂版] (1972年・日本発明新聞社) 141頁、前後のつながりから判然としない部分はあるが、竹田和彦「従業者発明に関する若干の疑問」『無体財産法と商事法の諸問題』(豊崎追悼・1981年・有斐閣) 136頁)、願書に記載すべき発明者の氏名欄に真の発明者ではない者が記載されていたとしても、それ自体は拒絶の理由とはならない(特許法49条各号)。

裁判例として、東京高判平成10・1・14判例工業所有権法 [2期版] 3193の2頁 **[肩掛けかばん (意匠)]**、共同出願の事例であるが、大阪高判平成6・5・27知裁集26巻2号447頁 **[クランプ (意匠) 2審]**、学説として、吉藤幸朔 (熊谷健一補訂) 『特許法概説』 [第13版] (1998年・有斐閣) 186頁、中山信弘『工業所有権法・上』 [第2版増補] (2000年・弘文堂) 167~168頁、増井和夫/田村善之『特許判例ガイド』 [第3版] (2005年・有斐閣) 414頁 (田村)、三山峻司/松村信夫『実務解説 知的財産権訴訟』 [第2版] (2005年・法律文化社) 80頁がある (青木康/荒垣恒輝『特許手続法』 [新版] (1982年・弘文堂) 226~227頁も参照)。

もっとも、大正10年法時代は裁判例が分かれていたようである(青山待子「冒認 について(上)」特許ニュース7813号3~5頁(1990年)、中山信弘編『注解特許法』 「第3版](2000年・青林書院)1339頁(荒垣恒輝))。

ただし、発明者名誉権の侵害とされることはある。発明者名誉権とは、特許出願

録の場合は無効理由となる(同法123条1項6号)2。このように、特許を受

の願書に発明者として記載される権利である(大阪地判平成14・5・23判時1825号 116頁「希土類一鉄系合金からの有用元素の回収方法」、上野達弘「同・判批」『特 許判例百選』「第3版](別冊ジュリスト170号・2004年・有斐閣・35事件)60~61 頁)、前掲増井/田村『特許判例ガイド』420~421頁(田村)。

2 なお、特許法49条7号および123条1項6号は、発明者がなす出願であれば特許を 受ける権利を有していなくとも拒絶・無効の理由にならないように読める部分があ る(同法39条6項も参照)。すなわち、真に発明者でありさえすれば特許を受ける 権利を譲渡した後でも正当な出願ができるという解釈が主張されることがある(た とえば、室伏良信『特許「化学]明細書の書き方』「第6版」(2004年・法学書院) 201頁)が、それは誤りである。中山信弘「発明者の特許出願権」特許ニュース5700 号1~4頁(1981年)、井関涼子「冒認出願に対する真の権利者の救済」同志社法 学53巻5号1668頁(2002年)、同旨井関涼子「生ゴミ処理装置上告審・判批]比較法 研究センターWP(http://www.kclc.or.jp/japanese/center/research/ipr2001/pdf/iseki_f. pdf) 6 頁 (2001年)、渋谷達紀『知的財産法講義 I 』 (2004年・有斐閣) 96~97頁 (た だし渋谷は、前掲室伏の立場を合理的に説明するとすれば、譲受人の不注意が発明者 の冒認出願を招いたと考え、譲受人は債務不履行責任を追及できることは格別、それ を超える保護を受けるには値しないと法は考えた、と説明することになるという)。

「発明者でありさえすれば冒認にならない」という解釈を主張する者は、譲受人と 発明者とがともに特許出願をした場合は両者とも特許法49条7号および39条6項 に該当しないから、同法34条1項の対抗問題ないしは同法39条1項の先後願の問題 であり先に出願した者が特許を受け得る、というのかもしれない。

しかし、特許を受ける権利の譲受人と譲渡人(発明者)との関係は対抗関係では なく契約当事者の関係である以上、同法34条1項の適用がないことは明らかである (前掲中山・特許ニュース2~3頁、前掲中山『注解特許法』327~328頁(中山)。 なお中山は、同条2項をも対抗関係と規定したのは、条文の書き方として妥当では なく、同条6項の書き方のほうが妥当だとも述べる)。

また、譲受人と発明者が先後顧関係に立つと考えるとすると、先に発明を把握し ている発明者(譲渡人)のほうが出願書類を整えるのに圧倒的に有利であり、先後 願関係でけりをつけるのでは譲受人にあまりに不利である。その他、特許を受ける 権利の譲渡契約の解釈として発明者は出願をしない、という内容があると読み込み、 その上で譲受人が債務不履行を主張して発明者がなした出願の取り下げを求める べき、と考えられなくもないが、裁判所で判決をもらってこなくてはならず、その 間に審査が進行して後願たる譲受人の特許出願が拒絶確定してしまうこともあり 得る。

そもそも、このような債務不履行者(=発明者)を積極的に保護する特別な理由 は見つからない。そればかりか、譲渡後の発明者の出願を認めると特許を受ける権 利の取引が不安定になり、かえって特許を受ける権利の財産的価値を低下させるこ とになる(前掲井関・同志社法学1668頁)。特に特許を受ける権利の譲渡は職務発 明に関して日常的に行われる行為であり、従業者の勝手な出願を許しては職務発明 制度の趣旨を破壊することになりかねない(前掲井関「判批」比較法研究センター

筆者は昭和34年法改正時の原資料(いわゆる「荒玉文庫」)を調査したが、譲渡 後の発明者に出願を認める特別の意図を持って、特許法49条7号(当時4号)の「発 明者でない場合」という文言が選択されたという痕跡は見当たらなかった(注57参 照。玉井克哉「特許法における発明者主義(1)」法学協会雑誌111巻1号1637~1639 頁(1994年)も参照)。

結論として、特許を受ける権利を譲渡した後に発明者がまず出願し、その後、譲 受人が出願をした場合は、譲受人は発明者に対して裁判所で債務の履行(出願取り 下げ)を主張できるのみならず、発明者の出願は(文言上難がないとは言えないが) 特許法49条7号に該当すると解釈すべきであり、発明者の出願は同法39条6項およ で29条の2括弧書きを诵して先願にあたらず、譲受人の出願した発明が特許を受け られると解するべきである。

むしろ問題視すべきは、二重譲渡の場合である。冒認の問題とは離れるが、少し 言及したい。特許法上は、出願前に特許を受ける権利の二重譲渡が生じた場合は、 出願が対抗要件であると定める(特許法34条1項)。この場合でも、第二譲受人が、 いわゆる背信的悪意者である場合は、第一譲受人との関係では対抗関係に立たない と解すべきであろう。この点は、物権変動における民法177条の議論が参考になる。 もっとも特許法の場合は特許要件として新規性(同法29条1項各号)があるから、 背信的悪意者が出願しその出願が出願公開された後は新規性を喪失するから(同法 30条2項の例外が適用される場合はあるにしても)、第一譲受人といえども特許を 取得することはできなくなる。このように、他に拒絶の理由があれば第一譲受人と いえども特許を取得できないことがあるのは言うまでもない。

その上で特許法特有の問題がありそうなのが、職務発明において勤務規則による 事前承継がなされた後、発明者が特許を受ける権利を使用者以外の者に譲渡した場 合である(前掲中山『注解特許法』351頁(中山)における問題提起)。この問題は、 職務発明制度が発明者主義を貫いていることから派生してくる問題であるが、この 場面で第一譲受人たる使用者と、第二譲受人とを対抗関係と考えると、なんのため に特許法が事前承継制度(特許法35条2項)を設け、使用者にいわば優先的に投資 回収の排他的機会を与えようとしたのかわからなくなる。第一譲渡が勤務規則によ

ける権利を有していない者が行った出願を、講学上、「冒認出願」と呼ぶ。 また「冒認」という言葉は、特許権等の譲渡証を偽造して真の権利者から 権利を詐取する行為などにも用いられる。本稿では、特許を受ける権利を 有する者を「真の権利者」、特許を受ける権利を有していないにもかかわ らず出願人ないし特許権者の地位を獲得した者を「冒認者」と呼ぶ。

冒認出願すなわち特許を受ける権利を有しない者の出願は、先願の地位 を持たない³ (特許法39条6号⁴、29条の2括弧書きも参照⁵。裁判例として、

る事前承継だった場合は、二重譲渡の問題は生じない、すなわち第二譲受人と第一 譲受人(使用者)は対抗関係には立たないと解すべきではないか。

これは決して教室設例ではない。近時、大学が使用者として研究者から特許を受 ける権利を事前承継する例が増えているが、大学の勤務規則(発明規程)に無頓着 な研究者が特許を受ける権利を企業に譲渡してしまうのではないか、ということが とみに懸念されているのである。

- ③ 真の権利者に対してばかりではなく、第三者との関係でも先願にならない(光石) 士郎『新訂特許法詳説』[第4版](1974年・帝国地方行政学会)440頁、前掲織田 /石川『新特許法詳解』140頁)。
- 4 もっとも、平成10年改正によって拒絶が確定した出願は先願の地位が消滅するこ とになった(特許法39条5項)。したがって実際には、同条6項は、冒認出願は拒 絶確定を要せずに先願の地位を有さない、具体的には、後願はこのような先願の拒 絶確定を待たずに、先願が冒認であることを証明できれば特許を受けることができ る、という点に意味があるに過ぎないこととなった。

なお筆者はこのような平成10年改正に疑問を持つが、本稿の趣旨から挽れるので 省略する。

5 冒認出願と真の権利者による出願は、発明者が同一になるから特許法29条の2の 適用はない(同条括弧書き)。ただし後願の発明者が、冒認された発明者とは別の 独立の発明者であった場合は発明者が同一とはいえないから、先願の冒認出願が同 法29条の2の地位を有することになる(吉藤幸朔/紋谷暢男編『特許・意匠・商標 の法律相談』「第4版」(1987年・有斐閣) 215~216頁(吉藤)、前掲吉藤『特許法 概説』216頁、224頁)。

このように、冒認出願といえども第三者との関係では拡大された先願の地位を有 するが、これを問題視する見解があり得ないわけではない。しかし、冒認出願に先 願の地位を認めないという趣旨を、冒認者へのサンクションではなく真の権利者に 権利取得の機会を残すという点に求めれば、特許法29条の2括弧書きは正当化でき るものと思われる。

東京高判昭和56・1・26判例工業所有権法2567の47頁「ライター(意 (F)]) 6 。このように、真の権利者以外の者が出願をなしても先願の地位に

しかし、特許法38条違反のようないわば"半冒認出願"についてもサンクション が必要と考える立場からは、同条違反で拒絶された出願は拒絶査定不服審判(同法 121条1項)を提起できないという見解が示されることがある。

すなわちこの見解は、上記の例に従えば、特許法121条1項には、審判を請求で きる者は「拒絶をすべき旨の査定を受けた者」とあるから単独で出願した甲に限ら れる。しかし、同法132条3項は、特許を受ける権利が共有にかかる場合は共有者 全員が共同して審判を請求せねばならないと規定されているから、甲乙両名で審判 請求すべきであり、それに違反した場合は同法135条によって不適法却下される(な お、同条の典型的な例として挙げられるものは期間の徒渦である)。

したがって、特許法121条1項によれば審判は甲が請求せねばならないが、同法 132条3項があるために定型的に不適法却下される以上、同法38条違反の場合は、 事実上、拒絶査定不服審判は提起できないというのである。逆に、同法132条3項 にしたがって甲乙両名で審判請求すると、同法121条1項の「拒絶すべき旨の査定 を受けた者」は甲単独であるから、やはりこの要件を満たさず不適法却下されると いうのである。

しかし、このようなアクロバティックな解釈をし、審判請求機会の剥奪という形 で共同出願違反に対してサンクションを課す必要はないというべきであろう。共同 出願違反は、どこまで寄与したら発明者といえるのか、という判断が要求されるた めに、冒認出願に比べて微妙な判断が要求される場合が少なくない。本稿のように、 冒認出願に先願の地位がない理由を、サンクションではなく真の権利者が権利取得 する機会を残したという点に求める立場からすればなおのこと、上記のような見解 は共同出願違反をした者に不要なサンクションを課すものだといわざるを得ない。

実質面を考えてみても、甲が共同出願違反で拒絶査定を受けたからといって、一 方的に甲に落ち度がある場合ばかりではない。甲が真に単独発明である場合は、共 同発明であるとした誤った拒絶査定を審判で是正しなくてはならないのに、その機 会を奪ってしまっては何のために審判制度があるのかわからなくなる。特許法132 条3項はあくまで形式的に共同審判請求人の要件を定めているだけである。特許要 件として同法38条が争われている場合は、誰が発明を行ったのかという実質的な判

⁶ なお、甲と乙とが共同で発明をしたにもかかわらず甲が単独で出願したような場 合は共同出願違反(特許法38条)となるが、この場合は同法39条の先願の地位が認 められる。共同出願違反は、一部とはいえ特許を受ける権利を有している者の出願 であるから、先願の地位までは剥奪すべきでないと立法者は考えたのであろう。同 法29条の2の拡大された先願の地位については注5と同様である。

ないから、真の権利者は、冒認者に先を越されたとしても出願を行えばい つでも権利が取得できるようにも思える。しかし、冒認出願といえども出 願公開(特許法64条)の対象となるから、冒認出願が出願公開された後に 真の権利者が出願した場合には新規性なしとして結局拒絶されることに なる(同法29条1項、意匠の事例であるが、最判平成5・2・16判時1456号 150頁**[自転車用幼児乗せ荷台上告審(意匠)]**)。冒認出願の出願公開が新 規性喪失の例外事由(意に反する公知)に当たると解釈しても、例外適用 はかかる冒認出願が公知に至った日、すなわち出願公開の日から6月以内 に出願した場合に限られる⁷(同法30条2項、裁判例として、前掲「**自転車**

断が求められる以上、甲が単独で審判を請求したとしても同法132条3項の問題は 生じないと解すべきであろう。

もっとも、提起した審判が特許法135条によって不適法却下すべきかどうかが、 当事者の手続き保障がなされた上で審判官の合議体によって判断されるというの であれば、それでも構わない。すなわち、審判を提起した場合は審判請求理由書(同 法131条1項3号)を提出しているはずであるから、この内容を合議体が審理し、 単独提起した甲に対して必要に応じて意見書など再反論の機会を与えて共同出願 かどうかを実質的に審理し、その上で合議体がやはり共同出願違反であるという結 論に達したのであれば、それを理由に不適法却下することまでを否定するものでは ない。不適法却下は、拒絶理由未解消として審判請求が棄却される場合と効果にお いて異なるところはないからである(不適法却下は審決によってなされるから、不 服があれば審決取消訴訟が提起できる(同法178条1項))。要は、共同出願違反が 問題となっているからといって、他の拒絶理由が生じている場合と実質的な取り扱 いを違えるべきではないということである。

なお、特許庁『審判便覧』45-19 (http://www.jpo.go.jp/shiryou/kijun/kijun2/pdf/ sinpan binran/45-19.pdf) に掲げられた「補正を命じることなく却下すべき事由」の 中には、上述の設例は含まれていない(もっとも、この事由に該当したとしても審 判官の判断で補正命令を出すことはあり得てよい)。したがって審判官の合議体は、 補正命令とそれに対する反論の中で、単独提起した甲の言い分を審理すればよい。 7 前掲増井/田村『特許判例ガイド』415頁(田村)、前掲渋谷『知的財産法講義 I』 98頁、前掲井関・同志社法学1669~1670頁、茶園成樹「生ゴミ処理装置上告審・判 批] ジュリスト1224号 (平成13年度重要判例解説) 284頁 (2002年)、長谷川浩二 「生 ゴミ処理装置上告審・判解]『最高裁判所判例解説(民事編)平成13年(下)』(2004 年・法曹会) 539~540頁、松田竜「冒認出願と真の権利者保護」知的財産法政策学 研究3号195頁(2004年)。

用幼児乗せ荷台上告審 (意匠)])。

したがって、このような対処の取れなかった真の権利者(実際には発明 者であることが多い)を如何に保護すべきかという点が問題となる。論点 は様々であるが、本稿では、冒認出願をされた場合真の権利者がその特許 出願ないし特許権を自らに移転する請求が認められるかどうか、という点 を中心に述べる8。

2. 平成13年最高裁判決以前の裁判例・学説

冒認出願に関するかつての議論の中心は、特許を受ける権利に基づいて

なお、牛木理一「自転車用幼児乗せ荷台上告審・判批」法律時報別冊・私法判例 リマークス vol.9(平成 5 年度判例評論)106~107頁(1994年)は、意匠権設定登録が冒 認出願に対してなされた場合は、設定登録後の意匠権の発生に関する全行政行為は 消滅することを理由として、意匠公報への掲載もなかったものとみなして、新規性 を失ったと見るべきではないというが、一般的な見解とは言いがたい。ちなみに、 特許出願の出願公開は設定登録とは無関係であるから新規性喪失事由になるという。 8 なお、無効理由の有無は査定審決時で判断されるので、冒認出願が特許された後 に、真の権利者にその特許権が移転されても無効理由を解消できない、という問題 が指摘されている(竹田和彦「特許を受ける権利の返還請求について」パテント34 巻7号8頁(1981年)、西田美昭/能倉禎男/青柳昤子『民事弁護と裁判実務(8)知 的財産権』(1998年・ぎょうせい) 380~382頁(田中伸一郎))。

しかし後に述べるように、判決によって移転請求が認められても第三者が無効審 判を請求すれば無効になるというのでは、移転を認めた判決を下した実益がなくな る ([生ゴミ処理装置上告審・判批] 民事法情報181号35頁 (2001年)、長谷川浩二 「同・判批」ジュリスト1226号93頁 (2002年)、同旨長谷川浩二「同・判批」Law& Technology15号80頁(2002年)、前掲長谷川「同・判解」『最高裁判所判例解説』539 頁、長谷川浩二 [同・判解] 法曹時報56巻2号233頁 (2004年)。なお [判解] 2稿は 同じ内容であるので、以後は『最高裁判所判例解説』を引用する)。前掲茶園 [判批] 平成13年度重判285頁、潮海久雄「ブラジャーⅡ・判批」ジュリスト1302号166~167 頁(2005年)は、後述する中山説(注66)であれば、この問題を回避できるという。

特許法123条1項6号の目的が、冒認登録に対するサンクションではなく真に特 許を受ける権利を有する者へ特許権を与える余地を残す、という点にあるとすれば、 真の権利者へ移転登録されたことをもって無効理由は治癒したと考えるべきであ ろう(角田政芳/辰巳直彦『知的財産法』「第2版」(2003年・有斐閣)52頁も参照)。

特許権の移転請求ができるか、すなわち、冒認出願が特許権として設定登 録されてしまった後に移転請求ができるか、という点にあった。これは、 東京地判昭和38·6·5下民集14巻6号1074頁**「自動連続給粉機**」において、 実用新案登録を受ける権利の譲渡が無効であった場合、設定登録前の考案 については譲渡人に登録を受ける権利が存するという確認請求を認容し たが(権利が確認されれば新名義人のみで特許庁に対して移転登録可能)、 設定登録後はたとえ登録を受ける権利を有していたとしても移転請求は できないと判示されたことに由来する⁹。

学説は、解釈論として設定登録の前後に関わらず移転を認めるべきとす る説¹⁰、立法論として移転を認めるべきとする説¹¹、移転請求を認めるべき と積極的に主張はしないが、「法の欠点である」と述べる説12、前掲「自動 **連続給粉機**]と同様に設定登録前にかぎって移転を認めるべきという説¹³、

移転を認める必要はないとする説14があった。

このような従前の議論においては、もっぱら前掲「自動連続給粉機」が 前提とされており、特許を受ける権利に基づいて特許権の移転登録ができ るか、すなわち、登録後の移転請求を認めるべきかというところに力点が 置かれていた。平成13年最高裁判決以前は、前掲**「自動連続給粉機**〕以外 に登録後に特許を受ける権利に基づいて移転を求めた裁判例がなかった こともその理由のひとつであろう。

したがって従前の議論では、偽の譲渡証によって出願名義の変更を行っ たり、出願人の地位を承継するという内容の契約が後に無効ないし解除さ れたことで特許を受ける権利の権利者と出願人ないし権利者がズレてし まった類型(無効承継型)と、発明を行った者から発明の内容を盗み出し、 発明者に無断で出願した類型(無断出願型)とを区別した議論が、いくつ かの例外を除いて15十分ではなかったという点を指摘すべきだろう。この 点が、まさに後述する2つの判決で指摘された論点だったのである。

3. 平成13年最高裁判決

このような冒認の問題について、平成13年になされた最高裁判決が、最 判平成13・6・12民集55巻4号793頁**「牛ゴミ処理装置上告審**」である。こ の事案は、XとZとが共同で行った発明についてXとZが共同出願をなし たが、Yが、Xから特許を受ける権利のX持分の譲渡を受けた旨の譲渡証 書を偽造し、XからYに出願人名義の変更をし、その後特許権の設定登録

的財産権』384頁(田中)、前掲中山『工業所有権法・上』170~171頁(170頁にお いて「真の権利者は、特許出願につきなんらの行為もしていないにもかかわらず、 …移転せしめてよいものか」と疑問を呈しながらも)、同旨前掲中山『注解特許法』 321~322頁(中山)。

⁹ なお前掲**「自動連続給粉機**」は、出願公告中の実用新案登録出願について原告に 登録を受ける権利が存することを確認した上で、実際にはその時点では名義変更の 手続がされていないはずであるにもかかわらず、被告に対する差止請求をも認容し ている。この点、疑問とする見解がある(紋谷暢男「自動連続給粉機・判批」ジュ リスト356号141頁(1966年))が、そのとおりであろう。

¹⁰ 前掲紋谷「判批】ジュリスト140~141頁、川口博也「『特許を受ける権利』の冒 認と発明者返還請求権 | 商大論集(神戸商科大学)21巻4号240~246頁(1970年) (依拠する法律構成は様々である)、同旨川口博也「自転車用幼児乗せ荷台上告審・ 判批] ジュリスト1046号 (平成5年度重要判例解説) 263頁 (1994年)、黒田英文 [加 熱急硬性水硬性接合剤及びその成形法1審2審・判批]特許管理36巻9号1142~ 1143頁(1986年)、村林隆一「加熱急硬性水硬性接合剤及びその成形法1審2審・ 判批】特許管理37巻9号1105頁(1987年)、萼優美『特許実体法論』(1989年・萼丁) 業所有権研究所出版部) 175頁、盛岡一夫「生ゴミ処理装置上告審・判批] 発明99 巻 1 号106~107頁(2002年)、田倉整「判批] 発明99巻 2 号110頁(2002年)。

¹¹ 荒木秀一 [自動連続給粉機・判批] 『特許判例百選』 [第2版] (別冊ジュリスト86 号・1985年・有斐閣・108事件) 223頁、盛岡一夫「特許出願前の発明の侵害と差止 請求権」『知的所有権論攷』(杉林古希・1985年・冨山房) 523~524頁。

¹² 田倉整編『実務法律体系(10)特許・商標・著作権』(1972年・青林書院新社) 145 頁、移転請求を認めている旧西ドイツ法を支持する説として、前掲光石『新訂特許 法詳説』441頁。

¹³ 前掲竹田・パテント6~8頁、前掲西田/熊倉/青柳『民事弁護と裁判実務(8)知

¹⁴ 和久井宗次「自動連続給粉機・判批」『特許判例百選』「初版」(別冊ジュリスト8 号・1966年・有斐閣・81事件) 175頁、田村善之『知的財産法』「第2版」(2000年・ 有斐閣) 278~279頁 (ただし、出願者の出願の効果を自己に帰属させる権利を有し ている場合には移転を認める)。

¹⁵ この点に触れているものとして、前掲中山『工業所有権法・上』170頁、前掲田 村『知的財産法』「第2版] 278~279頁。

がされたという事例 (無効承継型) で、最高裁は原審を破棄し、Xによる YからXへの持分の移転請求を認めた。

最高裁はまず、「本件特許権は、Xがした特許出願について特許法所定 の手続を経て設定の登録がされたものであって、Xの有していた特許を受 ける権利と連続性を有し、それが変形したものであると評価することがで きる。」と述べ、真の権利者であるXが行った特許出願と、登録された特 許権の連続性を認めた。この説示は、前掲**「自動連続給粉機**」を意識した。 ものであろう16。

続けて最高裁は、Xは問題となる特許権について無効審判を提起できる ものの、これからあらためて特許出願をしたとしても、本件特許出願につ き既に出願公開がされていることを理由に特許出願が拒絶されてしまう 以上、新たに特許を受けることができず(新規性要件を満たさない)、こ のままでは受けられたはずの利益を十分に回復することはできない。そこ で、「これらの不都合を是正するためには、特許無効の審判手続を経るべ きものとして本件特許出願から生じた本件特許権自体を消滅させるので はなく、被上告人の有する本件特許権の共有者としての地位を上告人に承 継させて、上告人を本件特許権の共有者であるとして取り扱えば足りるの であって、そのための方法としては、被上告人から上告人へ本件特許権の 持分の移転登録を認めるのが、最も簡明かつ直接的であるということがで きる。」と述べ、移転登録請求を認容した17。

以上のように、前掲**[生ゴミ処理装置上告審]**によって、真の権利者が

出願を行ったがその後に偽の譲渡があった場合は、特許出願と登録された 特許権との間に連続性ないし一体性が認められると判断され¹⁸、問題とな った出願が権利化される前か後かに関わらず真の権利者に権利を移転で きることが最高裁の立場として明らかとなった^{19 20 21}。

しかし、訴え提起が登録に遅れたことを理由に前掲「生ゴミ処理装置上告審」の 射程を限定する必要はないように思う。登録後に訴えを提起したとしても、真の権 利者が出願を行っている以上、権利の連続性がなくなるわけではなく、また他の救 済手段(無効審判や損害賠償)では真の権利者の救済に十分だといえない状態はな んら変わっていないからである(前掲茶園「判批]平成13年度重判285頁、村越啓 悦「牛ゴミ処理装置上告審・判批]判例タイムズ1096号145頁(2002年)、前掲長谷 川「判解」『最高裁判所判例解説』537頁、前掲渋谷『知的財産法講義 I 』100頁)。 19 このほか、本件最判では、特許権の実体的判断は第一次的に特許庁に委ねられて いるにもかかわらず、特許庁の判断を経由せずに裁判所に救済を求めてよいか、と いう重要な論点に触れている。

この点に関しては、権利の帰属の問題は技術的専門的知見を要するわけではなく、 裁判所と特許庁との役割分担を崩すものではないとして、肯定的な見解がある(前 掲松田・知的財産法政策学研究206~207頁)。このような判断の背景には、無効事 由が明らかな場合は特許庁の無効審判を経ることなく裁判所が無効事由を斟酌し てよいとしたキルビー判決(最判平成12・4・11民集54巻4号1368号**「半導体装置 上告審**]) が影響を与えていると考えられる(前掲井関「判批] 比較法研究センタ -14頁、前掲茶園「判批] 平成13年度重判285頁、川口博也「生ゴミ処理装置上告 審・判批] 知財管理52巻3号377頁(2002年))。

20 共有者が存在したという事情は、移転請求が認められた理由のひとつになるかと いう論点については、否定的に解する見解が多い(田倉整「訴訟事例を通じて道し るべを探る | 発明98巻12号107頁 (2001年)、前掲松田・知的財産法政策学研究206 頁、前揭茶園「判批」平成13年度重判284頁、前掲長谷川「判解」『最高裁判所判例 解説』536頁、同旨前掲長谷川「判批]Law&Tecnology80頁、前掲村越「判批]判タ 145頁)。

¹⁶ このほか、東京地判平成13・1・31判例工業所有権法「2期版] 1173の25頁「ブラ ジャー 1 は、真の権利者の特許を受ける権利は、冒認者の冒認出願が登録された ことにより消滅した、と判示している。

¹⁷ 特許登録令20条によれば、判決による登録は登録権利者だけで申請することがで きるから、移転登録請求が認容されれば特許庁の登録を経由することで特許権を得 ることができる。なお、特許権設定登録前は、特許法施行規則12条および様式第18 による。これによれば、出願人名義変更には権利の承継を証明する書面を添付する ことが求められるが、特許庁『方式審査便覧』45. 25 (中間手続-16) (http://www. jpo.go.jp/shiryou/kijun/kijun2/binran/045-25.pdf) によれば、確認判決を添付した場 合は権利承継を証する書面として容認し、出願人の名義変更を認めるとあるから、 やはり出願人の地位を獲得することができる。

¹⁸ なお、前掲 **[生ゴミ処理装置上告審]** と、後述する東京地判平成14・7・17判時 1799号155頁「ブラジャーⅡ] の2つの裁判例から、特許権設定登録前に訴えを提 起した場合に限り移転が認められ、設定登録後に訴えを提起した場合は移転が認め られない、と捉える見解がある(仙元隆一郎『特許法講義』「第4版](2003年・悠々 社) 151頁、ニュアンスに差はあるが、竹田和彦「自動連続給粉機・判批」前掲『百 選』「第3版] 26事件·55頁)。

このように、前掲「牛ゴミ処理装置上告審」は真の権利者が出願を行っ た場合(すなわち無効承継型)については特許権と特許を受ける権利の連 続性を認め²² 具体的には 訴えの間に特許庁の審査が進行し設定登録さ れた場合は真の権利者になんらの帰責性もない点に触れ、設定登録後であ っても権利の移転を認めた。最高裁の理由はきわめて説得的だというべき であろう。たしかに排他性がない特許を受ける権利と比べれば、排他権た る特許権は経済的に著しく価値が高くにわかに同視してはいけないのか もしれない。しかし、特許を受ける権利を有していなければ正当に特許権 を取得することができない以上、特許権は特許を受ける権利の変形物であ る。移転請求を認める場面では、特許を受ける権利と特許権との差異をこ とさら強調する意義はないというべきであろう23 24 25。

このようにして、前掲「生ゴミ処理装置上告審」は前掲「自動連続給粉 機一の枠組みを取り払ったと評価すべきだが、問題は、真の権利者が出願 をしていない時に冒認者が無断出願をした場合にまでこの最高裁判決の

21 ただし、冒認者から実施許諾や権利の譲渡を受けた第三者が存在する場合は、当 該第三者の保護は何らかの形(たとえば、善意を条件に通常実施権を認めるなど) で保護すべきであろう(前掲茶園「判批]平成13年度重判285頁は、法的構成とし て特許法80条(中用権)の類推を提案する)。前掲長谷川「判解]『最高裁判所判例 解説』547頁は、善意の第三者が譲渡を受けた場合は、真の権利者による返還請求 を認めることは困難であると述べる。

22 前揭和久井「判批」『百選』「初版] 175頁、前揭茶園「判批] 平成13年度重判284 頁、前掲長谷川「判解」『最高裁判所判例解説』532~533頁。

23 ただし、事案の解決としては評価できるが、現行法の枠組みで正当化するのは不 可能だと述べるものとして、小橋繋「生ゴミ処理装置上告審・判批」『特許侵害裁 判の潮流』(大場喜寿・2002年・発明協会) 713頁。同旨前掲田倉・発明98巻108頁。 24 ただし、特許権設定登録までに冒認者が負担した費用(出願費用や審査費用)は、 真の権利者が負担すべきであり、冒認者はこれらの費用の償還を求め得るというべ きである。

25 特に、出願が特許庁に係属中の場合、出願人名義は出願人名義変更届に承継を証 する書面を添付して提出するだけで名義の変更ができ、その際には実質的な審査は 行われない(注17参照)。費用も1件当たり4,200円に過ぎない。無効承継というも のは、容易に起こり得るのである。このような実務を前提にした場合、無効承継型 の事例は登録の前後に関わらず要保護性が高いというべきであろう。

射程が及ぶかどうかという点である。前掲**「生ゴミ処理装置上告審**]に関 する評釈の見解は、及ばないとする説26、(条件は様々だが)及ぶとする説27 に分かれていた。

4 平成14年東京地裁判決

(1) 裁判例の理論

このような状況の下、無断出願型の事例である東京地判平成14・7・17 判時1799号155頁**[ブラジャーⅡ]** がなされるに至った。この事案は、原 告Xが、問題となった特許権の特許権者である被告Yに対し、本件特許発 明の発明者はXであり、Yは冒認出願をして本件特許権を得たものである として、本件特許権の移転登録を求めたものである。判決は、発明者がX であることを認めつつも、 $\Gamma(X)$ が本件特許発明の真の発明者であり、 $\Gamma(Y)$ が冒認者であるとしても、そのことから直ちに、(X)の(Y)に対する本件 特許権の移転登録手続請求を認めることはできない」と述べた。

その理由として、前掲 [生ゴミ処理装置上告審] の事案は、真の権利者 は、自ら(他の共有者と共同で)特許出願を行っていたのに対して、本件

²⁶ 前掲長谷川「判解」『最高裁判所判例解説』536頁(同旨前掲長谷川・ジュリスト 93頁、前掲長谷川「判批] Law&Tecnology81頁)、前掲田村『知的財産法』292~293 頁(同旨前掲増井/田村『特許判例ガイド』416頁(田村))、前掲「判批]民事法 情報34頁(ただし留保付)、前掲井関・同志社法学1688頁、飯村敏明「ブラジャー Ⅱ・判批]前掲『百選』[第3版] 23事件・48頁、前掲竹田[判批]『百選』[第3版] 55頁(同旨前掲竹田『特許の知識』197頁)、前掲茶園「判批]平成13年度重判284 ~285頁、前掲松田・知的財産法政策学研究204~206頁、竹田稔『知的財産権侵害 要論・特許・意匠・商標編』「第4版] (2003年・発明協会) 396頁、前掲渋谷『知 的財産法講義 I 』100頁。前掲潮海「判批] ジュリスト165~166頁は、原則として 前掲 [生ゴミ処理装置上告審] の射程は及ばないとするが、他の論者に比べて例外 を幅広く認めるため、実質的には注36の君島の立場に近いと思われる。

²⁷ 高林龍「ブラジャーⅡ・判批] 判例時報1776号(判例評論519号) 207頁(2002 年)、盛岡一夫「同・判批]発明99巻1号107頁(2002年)、前掲川口「判批]知財 管理376頁、微妙であるが、君嶋祐子「同・判批]民商法雑誌125巻6号768~769頁 (2002年)。

事案は、Xは、自ら特許出願することはなく、Yのみが出願をした点にお いて相違することを挙げる。さらに本件のXは、冒認出願を知った後速や かに自ら出願をなせば権利を得ることができたにもかかわらずそれを怠 ったという以上、真の権利者であるにもかかわらず特許権を取得する方法 がないという不合理な結果が生じたということはできないから(=自ら出 願をしておけばよかった)、例外的な救済は必要ないことを挙げた。

このように、前掲「**ブラジャー**Ⅱ]は、真の権利者が出願をしていない 以上、真の権利者の特許を受ける権利と、(冒認出願ではあるが)登録さ れた特許権との間に一体性がなく、真の権利者であるにもかかわらず、特 許権を取得する方法がないという不合理があったわけではないという観 点から、前掲「**生ゴミ処理装置上告審**]の射程外であるという立場を採っ たのである。これをどう考えるべきか。

(2) インセンティヴ論からの考察

特許法の法目的は、発明の保護および発明の利用を図ることで、産業全 体の発達を促進するところにある(特許法1条)。特許法を解釈するにあ たっては、この発明の保護と利用、言い換えてみれば、ファーストランナ 一の利益とセカンドランナーの利益とを、産業の発達という観点からバラ ンスよく解釈していくことが求められる。

特許法の規定上、発明をしたというだけで直ちに特許権を得ることはで きない。すなわち、特許権を取得するには、発明の開示を伴う特許出願を しなければならない(特許法36条)。特許法は、発明保護の前提としてフ ァーストランナーに発明の開示を求めることで更なる技術発展を目指す セカンドランナーに寄与し、ファーストランナーに対しては、インセンテ ィヴとなる一定期間の排他権を与える、という構造をとっている(インセ ンティヴ論²⁸)。

インセンティヴ論の文脈からすれば、インセンティヴは、産業の発達と いう法目的を達成するために最適な者に付与すべきである。そう考えれば、 インセンティヴ付与の対象は、必ずしも直接発明行為をなした者にかぎら

28 前掲田村『知的財産法』1~21頁に代表される。

れない29。そして特許法は、基本的には、出願行為をなした出願人(その 後特許権者) に対して排他権というインセンティヴを与える構造になって いる。したがって、こと排他権に関する限り、発明者は出願人を诵して間 接的にインセンティヴを受けるに過ぎない存在である30。 もちろん発明者 が自ら出願をなせば保護されるが、それは出願人として保護されているに 過ぎない。

すなわち、セカンドランナーに寄与するという意思を示すことを、ファ ーストランナー保護の前提としているというのが特許法の構造である。そ う考えれば、たとえ冒認をされてしまった真の権利者といえども、自ら出 願をしていない本件の場合は特許法の保護を受ける"資格"を欠くという ことができるから、権利の返還を受け得ないというべきではないだろうか。 すなわち、前掲「ブラジャー Π] の立場は支持されるべきだと考える 31 。

真の権利者としては、発明完成後、いつでも出願をすることができたは、 ずである。たしかに、冒認されたこと自体、その時点で気が付くことは稀 だろう。しかし、冒認出願が出願公開された時点では気付き得たはずであ る。先に述べたように冒認出願の出願公開は、真の権利者に対しては意に 反する公知に当たるから、真の権利者はそれから6ヶ月以内に自ら出願し ていれば特許を受けることができたはずである(特許法30条2項)。すな わち、真の権利者は発明の時点から2年プラス α^{32} の期間に出願をなせば、

²⁹ たとえば現行特許法でも、35条の職務発明制度においては、事前承継(同条2項) を認めることで法人が原始的に特許を受ける権利を取得したのとほぼ同じ状況を 作出している。これは法が、発明完成に向けてより多くのインセンティヴを与える べき対象として発明者より使用者を選択した例であるといえよう。

³⁰ 特許を受ける権利が譲渡の対象となっている(特許法33条、34条)点にも注意。 31 前掲井関「判批」比較法研究センター13~14頁、前掲松田・知的財産法政策学研 究210~212頁、牛駒正文「ブラジャーⅡ・判批】知財管理53巻12号1913頁(2003年)。 また、前掲井関・同志社法学1670~1671頁で引用する荒玉義人「工業所有権制度改 正答申案について | 昭和32年度事業者工業所有権協会資料11号27~28頁の記載も興 味深い。清瀬一郎『特許法原理』「改訂再版」(1929年・巖松堂書店) 101~102頁も、 大正10年法の立法者も発明が保護されるためには出願が必要であると考えていた、 という見解を示している。

³² ただし、出願公開の請求(特許法64条の2)があった場合は、2年に満たない場

特許権を得ることが可能だったのである33。

特許法の構造上、出願を行っていない者は特許権を得ることができない。 にもかかわらず、冒認された場合は、特許出願を行っていなくとも冒認者 から権利の移転を受けるという形で特許権を得ることができるというの は、本来は出願していないから特許権を取得できなかったはずなのに、偶 然冒認されると取得できる機会が生じる、という結論になる³⁴。これは特 許法の構造と整合的とはいえない。

特許を受ける権利を有する者は、条文上、出願を強制されるわけではない。出願し排他権取得を目指すかどうかはあくまで権利を有する者の意思に委ねられている。したがって、特許を受ける権利とは特許を受けない権利でもあり、出願するかどうかの選択権であるといえる。権利者は、出願するかどうかの選択の機会を与えられ、その際に出願しない(たとえばノウハウとして使用する)という決定をなしたのである。すなわち、本件にかかる発明を行うにあたって、排他権はインセンティヴとして機能しなかったといえる。にもかかわらず、冒認されると再度特許権を取るかどうかの選択の機会を与えられるというのは、インセンティヴとして機能しなかったにもかかわらず排他権を与えることになりかねない35。

(3) 反論

以上のような結論に対しては、もちろん反論があり得る。たとえば1つ目として、特許を受ける権利を有する者が出願書類を整えていたり、出願の決定に時間を要しているうちに冒認されてしまい、さらに出願公開もさ

合があり得る。

なお、意に反する公知によって新規性を喪失した場合は、特許法30条 4 項所定の書面を出願と同時に提出する必要はない。すなわち、意に反する公知の場合は、それに気づいていなくとも出願さえしておけば、所定の書面を提出していなくとも同法30条 2 項の適用を受けられるのである。

- 33 本件の事案でも、原告は冒認出願の出願公開前に特許を受ける権利の確認の訴えを提起している。この時点で出願をなせば、権利を取得できたはずである。
- 34 前掲井関・同志社法学1685~1686頁、同旨前掲井関 [判批] 比較法研究センター 14頁。
- 35 前掲茶園「ブラジャーⅡ・判批] 平成13年度重判284~285頁。

れ、さらにその時から6月経過してしまった場合には、冒認者がいなければもっとじっくり出願する権利を行使できたはずであり、その点が冒認者に害されている、というものである³⁶。特許を受ける権利が出願の選択権であるとしても、その選択権を行使する時期は縛られるべきではない、という趣旨なのであろう。

しかし述べたように、真の権利者に与えられた出願までの時間は、冒認 出願の出願公開後6月の期間である。冒認者が出願と同時に早期公開(特 許法64条の2)を請求したとしても、真の権利者は最低6ヶ月の間に出願 すればよいのである。早期公開を請求しない場合は、出願公開は出願から 1年6月経過後になされるから、発明完成から2年以上の時間がある。

一方わが国は先願主義を採用していることもあり、発明完成から6月であったとしても、(冒認ではない)別のライバル発明者に先を越されることも少なくないと想像できる。また時間が経つにつれ、学術論文などで公知に至る可能性も増してくる。先願主義や新規性の趣旨を考えれば、発明完成から最低でも6月、通常であれば2年(プラス α)というのは、権利者に与えた時間としては十分なものといえよう。したがって、この期間内に出願を行わなかった以上、たとえ真の権利者といえども、保護を与える必要はないのではないだろうか 37 。むしろこのように取り扱ったほうが発明者に早期の出願を促すことになり、法目的にも適うものと考える。

また2つ目の反論として、冒認のみが特許権の実体的無効原因である場合は、新規性や進歩性は満たされているはずだから、パブリックドメインに排他権が発生するわけではなく、第三者から見れば甲の権利を侵害するか乙の権利を侵害するかの違いでしかないから移転請求を認めても弊害はないという考えもあり得る38。しかし、これは権利移転を認めても問題

³⁶ 君島裕子「ブラジャーⅡ・判批」前掲『百選』「第3版] 24事件・51頁。

 $^{^{37}}$ さらに、冒認者が出願と同時に早期公開の請求をしていると、真の権利者に与えられた出願までの時間は 6 月プラス $^{\alpha}$ に過ぎず、実験データが不足しているなど明細書を整える時間がない場合は真の権利者に酷である、という反論もあるかもしれない。しかし、実験データが不足しているだけなら発明そのものは完成しているのだから、国内優先権(特許法 41 条)を利用して追加すれば済む。

³⁸ 前掲君島「判批」『百選』「第3版] 51頁。

はないという消極的理由に過ぎず、排他権の取得には出願を必要とすると いう特許法の構造を覆して例外を設けるほどの説得的理由とは言いにく い、かえって このような例外を認めないほうが発明者に対してより出願 へのインセンティヴを高めることができ、新しい技術の公開に寄与するよ うに思われる³⁹。また、前掲「**生ゴミ処理装置上告審**]が、移転請求を認 める条件として特許を受ける権利と特許権との連続性について言及して いる以上、真の権利者が出願していなければ、かかる連続性を認めること は難しいといわざるを得ない40。

冒認された真の権利者は確かに気の毒といえよう。しかし、特許法の構 告に鑑みれば、移転請求を認めて排他権を与えるほど保護に値する者とま ではいえないのではないだろうか(もっとも、損害賠償請求による救済ま でもが否定されるわけではない。消滅時効が成立していたが、前掲「自転 車用幼児乗せ荷台上告審 (意匠)]⁴¹)。

39 前掲松田・知的財産法政策学研究212頁。前掲井関・同志社法学1683~1684頁も 参照。

40 前掲松田·知的財産法政策学研究204頁、前掲長谷川「判解」『最高裁判所判例解 説』536頁。

41 従来から、冒認出願は不法行為を構成するという見解は示されていた(前掲光石 『新訂特許法詳説』441頁、豊崎光衛『工業所有権法』「新版増補」(1980年・有斐閣) 138頁、前掲西田/熊倉/青柳『民事弁護と裁判実務(8)知的財産権』383頁(田中)、 前掲中山『注解特許法』319~320頁(中山))。

青柳昤子「自転車用幼児乗せ荷台上告審・判批〕特許管理44巻5号619頁(1994 年)、前掲牛木「判批] 私法判例リマークス104頁、山中伸一「同・判批] 判時1473 号(判例評論419号)215頁(1994年)、前掲川口「判批]平成5年度重判264頁、盛 岡一夫「同・判批]発明92巻1号132頁(1995年)は不法行為の成立を肯定し判決 を支持する。その他、前掲竹田『特許の知識』197頁も参照。

また佐藤恵太「同・判批]前掲『百選』「第3版]25事件・53頁は、冒認出願に よる意匠を受ける権利の侵害は、冒認出願によって真の権利者に無用の手続き的負 担(すなわち、意匠を受ける権利を争わなくてはならなくなる)を強いる点に求め られるべきと述べる。

なお前掲渋谷『知的財産法講義 I 』103頁は、真の権利者が特許を取得できなく なった原因が冒認出願それ自体になければ因果関係がないとし、具体的には、冒認 出願後の第三者の出願や新規性喪失事由などによって真の権利者が特許を受けら

翻ってみれば、前掲「生ゴミ処理装置上告審]の事案は、真の権利者(X) は自ら出願を行っているから、発明公開の意思表示をなしており、排他権 付与がインセンティヴとして機能している事例である。したがって前掲 「ブラジャーⅡ】とは異なり、特許法の構造上の要請すなわち出願をなし ているから排他的な保護を与えてもかまわない事例であり、その保護の方 法として、権利の移転を認めたと理解できる42 43。このように、真の権利 者が出願を行ったかどうかという点を権利移転請求を認めるメルクマー ルとすると、前掲「**生ゴミ処理装置上告審**]の射程は、偽の譲渡があった 場合のほか、出願後に権利の譲渡を行ったが後にそれが錯誤無効とされた り、契約が解除された場合にも及んでくるということができよう4。

一方で、前掲「**ブラジャー**Ⅱ] の射程は、冒認出願が設定登録される前 すなわち審査中の出願についても及ぶというべきだろう。真の権利者の特 許を受ける権利と、出願中の冒認出願との間の一体性は認められず、真の 権利者であるにもかかわらず、自ら特許出願し権利取得を目指す機会がな いという不合理があったわけではないからである。

れなくなった場合は、損害賠償は受けられないと説く。

42 前掲渋谷『知的財産法講義 I 』102頁、前掲竹田『特許の知識』197頁、微妙であ るが、前掲仙元『特許法講義』150~151頁。

43 ただし、移転請求を真の権利者が出願を行っていた場合に限るとしても、真の権 利者の出願後に冒認者がクレイムの補正を行うと、真の権利者が発明していない発 明に権利が付与されることがあり得、出願された発明と特許された発明の間の一体 性が崩れる場合があるという指摘がある(前掲松田・知的財産法政策学研究212~ 213頁)。これに対して、補正の範囲は当初明細書の記載の範囲に限られるから(特 許法17条の2第3項)発明の同一性が損なわれることはないとする見解がある(前 揭君嶋「判批〕民商法雑誌768頁、前揭渋谷『知的財産法講義 I 』99~100頁)。

発明の同一性が問題になるケースは、補正の場合というよりはむしろ、冒認出願 を基礎とした優先権主張出願(特許法41条1項)がなされた場合であろう。優先権 主張出願は基礎出願との同一性は問題とされない(優先権の効果が及ばないだけ (同法41条2項)) から、基礎出願の発明を包含した形で改良発明をも加えることが できるが、改良発明までもが真の権利者がなした発明といえないこともあろう。こ のような場合は、移転請求は真の権利者の持分の限りで認めることになると思われ る(参考:前掲田村『知的財産法』293頁、前掲茶園「判批]平成13年度重判285頁)。 44 前掲君嶋「判批〕民商法雑誌768頁。

5. 従来の裁判例の整理

このように解釈すると、前掲 [ブラジャーII] と前掲 [生ゴミ処理装置上告審] は、前提を異にした事案であり、一方が移転を認め、他方が移転を認めなかったという結論は整合的であるといえる。ところが、従前の裁判例からは、前掲 [ブラジャーII] の立場は必ずしも支持されていない。前掲 [ブラジャーII] で展開された理論は、今後の裁判例の評価を待たねばならない。

(1) 真の権利者が出願した類型

まず前掲 **[生ゴミ処理装置上告審]** のように、真の権利者が自ら出願している類型としては、前掲 **[自動連続給粉機]** のほか、横浜地判昭和60・3・29無体集17巻1号116頁 **[加熱急硬性水硬性接合剤及びその成形法1審]** がある。この事例は、契約解除は信義則に違反するから、特許庁に提出した届出(解除を前提とした届出) は実体の権利の変動を伴わない届出と認められ無効の行為であり、原権利者に権利があることが確認されたというものである。もっとも、上訴審である東京高判昭和63・2・17判時1273号115頁 **[加熱急硬性水硬性接合剤及びその成形法2審]**、最判平成1・9・14昭和63(オ)734号 **[加熱急硬性水硬性接合剤及びその成形法上告審]** は解除を有効と認めたため、原権利者の請求は棄却されている。

東京地判昭和60・10・30判タ576号88頁 [プラスチックエレメント製造 法1審] は、自ら出願したが、その2日前に代理人が無断出願していた事例 で、真の権利者に権利があることが確認された事例である。控訴審である 東京高判昭和61・7・31判例工業所有権法2111の216頁 [プラスチックエレ メント製造法2審]、上告審である最判昭和62・3・17判例工業所有権法2111 の224頁 [プラスチックエレメント製造法上告審] も1審を維持した。

東京地判昭和62・5・29判時1240号130頁**[止め具]** は、権利を一部譲渡したが、譲渡証を悪用され全部譲渡したものとされた事例で、真の権利者の持分の確認を認めた。

このうち、前掲 [プラスチックエレメント製造法1審] は前掲 [ブラジャーII] と同様に無断出願型であるものの、その後に真の権利者自らが出願をなしている点が、前掲 [ブラジャーII] と判断が分かれた原因であろ

う⁴⁵。その他は、出願後の譲渡契約が無効となったり、偽の譲渡があった という無効承継型の事例であり、真の権利者が出願を行っているから、前 掲**[生ゴミ処理装置上告審]** と同じ類型といってよいように思う。これら の事例では、いずれも真の権利者(原権利者)の請求が認められている。

(2) 真の権利者が出願していなかった類型

一方、真の権利者が自ら出願していなかった類型としては、以下の2裁判例がある。1つは東京地判昭和54・4・16判タ395号155頁 [穀物の処理方法とその装置]である。この事案は、真の権利者が冒認出願に気がつき共同出願交渉をしたが決裂したものである。この裁判例は前掲 [ブラジャーII]の事案に近く、真の権利者は冒認出願に気が付いたものの冒認者との交渉を優先させたためか自ら出願を行っていない。しかし、この事案では、真の権利者に権利があることが確認された。したがって、前掲 [穀物の処

45 前掲 [プラスチックエレメント製造法1審] の場合、真の権利者の出願は無断出願の2日後であり、無断出願が冒認出願であるとして拒絶ないし無効になれば特許を受けられた(他の拒絶理由がなければ)。したがって、無断出願につき権利の確認請求が否定されても真の権利者の救済が果たされないわけではない。むしろ、判旨のとおり確認請求が肯定された場合に権利の移転を認めると、冒認出願について真の権利者の出願の出願日を遡及させることと等しくなり(大正10年法の制度)、これを削除した現行法の趣旨との整合性が問われることとなる(前掲茶園 [判批] 平成13年度重判285頁)。もっとも、前掲井関 [判批] 比較法研究センター14頁はこの事案の場合は真の権利者の取戻しを認めてもよいと述べる。

議論の実益としては、冒認出願と真の権利者の出願の間に他のライバル発明者の出願が挟まった場合に、真の権利者が冒認出願を承継すればこのライバル発明者の出願に対して先願となれるが、たとえば、自ら出願している場合はそれが権利化できるのだから訴えの利益がないなどとして承継が認められないと、真の権利者の出願はライバル発明者の後願となり特許を受けることができない。本稿からは、後者の立場が支持されることになる。真の権利者の発明開示の意思表示(=出願)がライバル発明者の出願に遅れたことに変わりはない以上、偶然冒認出願があったからといって救済する必要はないからである。この点は後述する。

なお、昭和34年法制定時には、このように真の発明者と、その者とは独立の第三者の発明者との関係が問題とされ、現行特許法49条7号(当時は4号)の文言が選択されたという経緯がある。

理方法とその装置] と前掲 **[ブラジャーII**] は立場が異なるということになる。

もう1つは、大阪地判昭和54・5・18判例工業所有権法2113の54頁 [連続混練機] 46である。この事案は職務発明の事案で、発明者たる従業者が自ら出願したが、勤務規則があるため使用者に権利があることが確認されたものである。この事案は評価が難しいが、譲受後に真の権利者となった者(使用者)が自ら出願を行っていないという点では前掲 [ブラジャーII] と同じである。この事案も、当該使用者に権利があることが確認された。したがって、前掲 [ブラジャーII] と(ほぼ)同じ紛争類型であっても、出願を行っていない真の権利者に権利があることが確認された裁判例もある、ということになる。よって、慎重な言い方をすれば、自ら出願していない者は冒認されたとしても権利を取り戻せないという前掲 [ブラジャーII] の理論の通用力は、今後の裁判例次第ということになるう47。

6. 特許法49条7号の解釈の問題

(1) 特許法49条7号の判断基準時

冒認出願をされてしまった真の発明者は、冒認者と直接交渉することで権利を取り戻そうと考えることがある。具体的には、両者の合意に基づいて出願人名義(ないしは特許権者名義)を冒認者から真の権利者に変更することで48、特許法49条7号の適用を回避し真の権利者が権利を得ようと

46 なお、前掲**[連続混練機**]の説示のうち、発明者であれば特許法49条7号の適用がないように読める部分があるが、前掲注2参照。

いうのである49。

特許法49条7号の「特許を受ける権利を承継していないとき」の判断時期、すなわち出願人の名義と特許を受ける権利との所在の一致を査定審決時で考えた場合、真の権利者が上記の手段を採れば、権利化前に名義変更がなされた場合であれば同号に該当しなくなるし、名義の変更が設定登録後であっても無効理由が治癒したとみることができるから、真の権利者は結局、出願人(特許権者)の地位を獲得できるということになる50。

裁判例によれば、特許法49条 7 号該当性はたしかに査定審決時で判断されている(東京高判平成12・7・4判例工業所有権法 [2期版] 5693の7頁 [磁気テープ用ガイド]) 51 52。 すなわち、かりに前掲 [ブラジャーⅡ] のように真の権利者甲が出願を行っていない場合であっても、裁判という手段に訴えるのではなく、冒認者乙と交渉をして出願人の地位を承継(すなわち乙→甲への出願人名義変更)することで拒絶・無効理由を解消すれば、真の権利者甲は権利を受けられる余地があるということになる。もちろん

⁴⁷ なお、位置付けが難しい事例として東京高判平成12・7・4判例工業所有権法[2期版]5693の7頁[磁気テープ用ガイド]がある。この裁判例は、出願の前後を通じていつ承継があったか不明だが、登録異議申立の時点までには承継されていたゆえ無効事由にはあたらないとされた。

⁴⁸ あるいは、真の権利者から冒認者へ特許を受ける権利を譲渡することで、事後的 に出願人(特許権者)と特許を受ける権利を有する者とを一致させる手段もあり得 る。そうして特許を受けた後に再度真の権利者が譲渡を受ければ、真の権利者が権 利を持つことができる。

⁴⁹ 前掲高林「判批] 判時204~206頁も参照。

⁵⁰ もっとも、冒認者との交渉が頓挫した場合は訴えによるほかなく、その場合は裁判所が前掲【プラジャーII】の理論を採って真の権利者の確認請求を斥けるか、前掲【穀物の処理方法とその装置】の理論を採って認容するかによって結論が分かれる。
51 査定審決時で判断すべきとする学説として、前掲西田/熊倉/青柳『民事弁護と裁判実務(8)知的財産権』380頁(田中)、前掲井関[判批] 比較法研究センター6~7頁、同旨前掲井関・同志社法学1668頁、前掲高林[判批] 判時204~205頁。もっとも井関は、真の権利者が出願していない場合は設定登録の前後を通じて名義変更を認めない、と述べるので(前掲井関・同志社法学1686頁。ただし、前掲【プラスチックエレメント製造法1審】などは例外として認めるべきとも述べる)、結論において本稿との隔たりは大きくない。

その他、論者自身の立場は明らかではないが、前掲増井/田村『特許判例ガイド』 414頁(田村)。

一方、「実務上は出願時で判断されているようである」と述べる見解もある。青山待子「冒認について(下)」特許ニュース7814号4頁(1990年)、前掲中山編『注解特許法』1339頁(荒垣恒輝)。

⁵² なお、前掲特許庁『審査基準』には、冒認に関する基準は示されていない。特許 法施行規則36条には、審査官が冒認出願を理由として拒絶査定するときは、特に必 要があると認める場合は、正当権利者にその旨を通知するという規定がある。

冒認者乙がそれを拒否すればそうはいかないが、出願していないゆえに保 護するに値しないはずの真の権利者甲も、この取扱いが許されれば、乙に よる冒認出願さえあれば権利を受ける途がないわけでけないのである(特 に冒認出願が出願公開など公知に至ってから6月を経過してしまった場 合など)。

ところが、本稿はここまでこのような結論を採用していない。「保護さ れるためには真の権利者は自ら出願している必要がある」という本稿の趣 旨を貫徹した場合、冒認者から真の権利者への出願人名義変更という方法 で特許法49条7号の適用を回避させてよいのか、すなわち、同号の判断時 期を査定審決時で考えてよいのか、という問題がある。

本稿の立場を徹底すると、特許を受ける権利を有していても出願を行っ ていない甲は保護に値しない者ということになり、たまたま冒認出願した 者乙が名義変更に同意したからといって甲に保護を与える必要はない、と いう結論が導かれる。その場合は、特許法49条7号を出願時で判断し、た とえるから甲への出願人名義変更があっても、あくまで甲の権利取得は認 められないことになる。

(2) 査定審決時か出願時か

職務発明であったり特許を受ける権利の譲渡契約があるために、発明者 が他者に特許を受ける権利を譲渡すべき義務がある場合を題材に考えて みよう53。たとえば、従業者である発明者乙が、事前承継を定めた職務発 明規程を知らなかったために自ら出願してしまった場合、特許を受ける権 利を有していない者の出願である以上冒認出願にあたる⁵⁴。特許を受ける 権利の譲渡後に譲渡人(前権利者)が出願した場合も同様である54a。

53 前掲茶園「判批]平成13年度重判285頁における問題提起。ただし茶園自身は結 論を留保している。

54 このほか、従業者乙が行った発明であるが、職務発明か非職務発明か微妙な場合 はあり得る。このように微妙な場合に、従業者乙が非職務発明だと考えて出願した が、後に職務発明だと判明したときは、乙の出願は冒認出願だということになる。 ^{54a} なお、特許を受ける権利の譲渡契約が成立してはいるが未履行の場合(停止条 件が成就されていなかったなど) は、いまだ譲渡人に権利が残っているため、この

このように、他者に出願人の地位を承継させるべき法律上の理由がある 場合には、その承継人(具体的には使用者甲)に特許を与えるために承継 を認めるべきと考えれば、(このような事例に限るかどうかはともかく) 特許法49条7号を査定審決時で判断すべきという結論が導かれる。

しかし問題はいくつかある。第一に、まず発明者乙が自ら出願したとこ ろ、同一発明について使用者甲とは独立した発明者丙が別にいて、その者 丙の出願が、真の権利者である使用者甲の出願より早かった(出願の順番 が乙→丙→甲)場合である。この状況は、職務発明が想定の前提となって いないこと以外は昭和34年法改正時に議論された状況である。大正10年法 下では、真の権利者による出願は冒認出願の出願日を援用することができ た。しかし昭和34年法改正当時、先願主義を採用する以上甲に先んじた独 立の出願人丙が保護されないのはおかしいという考えに基づき、丙を保護 するために旧法10条・11条55を改正したという経緯がある。たしかに、先 願主義が最も早く出願という形で発明開示の意思を示した者に権利を与 えるという発想を採っている以上、丙との関係で後願にあたる甲(もしく は出願していない甲)は、保護する必要がないといえる56。

譲渡人が出願しても冒認出願にはならない。この場合は、本稿の見解の下でも、譲 受人が契約の履行を求めるという形で出願人名義の変更ないし権利移転を求める ことができることになる。

55 改正の経緯については、前掲玉井・法学協会雑誌1637~1639頁に詳細に述べられ

⁵⁶ ただし現在では、昭和34年法改正時とは別の要素を考慮しなくてはならない。昭 和45年法改正で導入された特許法29条の2によれば、冒認出願であっても拡大され た先願の地位が発生する。したがって、昭和34年法改正時には、上記の例に従えば、 丙の出願が乙の出願に遅れたとしても、乙の出願が冒認出願であれば先願の地位は ないから、丙は特許を受けられた。しかし昭和45年法改正を経た現在では、乙の出 願が出願公開(または特許掲載公報の発行)されることが要求されるものの、乙の 出願は拡大された先願の地位を有するから(乙出願と丙出願は発明者同一ではな い)、丙はやはり特許を取得できないのである。

しかし一方で、丙出願もやはり拡大された先願の地位を有する。丙出願の後に甲 出願がなされたとしても、この両出願にかかる発明者はやはり同一ではないから、 丙出願は甲出願に対して拡大された先願の地位に立ち、甲出願は拒絶されることに なる。昭和45年法改正により、このような丙は特許を受けることができない局面が

第二に、発明者乙の冒認出願があった後、出願にかかる発明が公知にな り新規性を喪失した場合を考えてみる。この場合、甲が自ら雑誌に発表し たなど特許法30条の適用を受けるものではない限り、甲はこれから出願し ても新規性を満たさないから特許を受けることができない。しかし、この ような場合に、甲に乙出願の援用を認めてしまうと、たまたま冒認出願で ある乙出願があったことが幸いして甲が特許を受けることになる。もし乙 出願がなければ甲は特許を受けることができなかったはずである以上、た またま冒認があったからといって甲が有利になってしまうのはおかしい。

たしかに、職務発明の場合は、個人発明に比べて出願に多少時間がかか るし、また出願をするより、発明を雑誌に発表するなど単に新規性を喪失 させる行為のほうが手早くできることは否めない。したがって真の権利者 甲には同情すべき部分もある。しかしこれらは多かれ少なかれ先願主義そ のものが抱える弱点でもあり、ことさら冒認の場面だけこれらを強調すべ きではないだろう。

難問ではあるが、昭和34年法改正の趣旨を考えた場合には、甲を保護す るわけにはいかないように思う57。したがって、特許法49条7号の判断基 準時を査定審決時と結論付けることはできないといわざるを得ない⁵⁸。本

ほとんどとなった。しかし、甲に対しては拡大された先願の地位がある以上、丙が 甲に敗れることになったわけではない。このような丙が現れた場合、甲は乙の出願 を承継しなければ特許を受けることができないことになる。

57 なお、特許法49条7号の立法過程について、筆者は特許庁百周年記念文庫「荒玉 義人文庫」(昭和34年法改正当時の特許庁制度改正審議室長荒玉義人氏の所蔵資 料:マイクロフィルム化されている)を調査した。しかし、大正10年法の特許法10 条、11条が削除された理由は本文中にも記載したとおりに判明したが、現行特許法 49条7号の文言が選ばれた理由については判明しなかった(前掲玉井・法学協会雑 誌1639頁は、「この問題そのものにさほどの重要性が認められていなかったという ことを意味すると思われる。」と述べる)。

58 職務発明以外で問題になりそうな例を考えてみよう。冒認出願かどうか、すなわ ち出願人(ここでは甲)に特許を受ける権利があるかどうかが出願の時点でははっ きりしない場合があり得る。たとえば、複数の技術者が共同して発明を行ったよう な場合を想定すると、各人の発明への寄与がはっきりしない場合が少なくない。出 願を急ぐような場合は発明者の確定や特許を受ける権利の持分譲渡の手続きなど 稿では、同号の判断基準時に関して、出願時説を採用したい59。上記の例 でいえば職務発明の場合で発明者が出願してしまったとしても、使用者は あらためて自らを出願人として出願すべきであり かりにその出願が独立

に時間を要する場合も少なくない一方、先願主義が採用されている以上、権利持分 の確定を待っていては他の独立の発明者に先を越されるおそれがある。

特許法49条7号を出願時で判断するということは、とりあえず(発明者だと思わ れる) 誰かの名義で出願しておいたが、その者が発明者ではなかったということが 判明した場合には、その第1の出願を取り下げ、真の権利者たちが改めて第2の出 願をせねばならないということを意味する。しかし、第1の出願と第2の出願の間 に他のライバル発明者に出願されてしまったり、公知に至った場合には特許を受け ることができなくなる。

先願主義は、最も早く発明を開示する意思を示した者に排他権を与えるという発 想であるが、上記設例の場合、当該技術者グループは、発明を完成させそれを開示 する意思はあったことになるが、権利が誰に帰属するのかという点につき処理に時 間を要しているのである。この点、本文中の例とは異なる点である。発明が完成し ている以上、とりあえず共同発明者(と思われる者)のうちの誰かの名義で出願を しておき、その後に特許を受ける権利の帰属について処理をし、それに基づいて出 願人の名義を変更して真の権利者と出願人の名義を一致させるという取り扱いに まったく合理性がないとまではいえない(出願費用も無駄にならない)。

もっとも、このような例は実際にはきわめてレアケースであろう。この例は、共 同発明が職務発明としてなされる場合には現実にはほとんど議論の実益がない。職 務発明の場合は、勤務規則があれば、事前承継によって使用者へ特許を受ける権利 が集中するから、出願の場面では各発明者の発明に対する寄与を考えなくてよいか らである。

したがって、共同発明の例を考えたとしても、査定審決時説を採用する決定打に はならない。

またこの事例で冒認出願になる場合とは、出願した者に一部たりとも特許を受け る権利がなかった場合に限られ、一部でも特許を受ける権利を有していれば、共同 出願違反ではあるものの冒認出願とはいえない(特許法38条、同法49条2号)。冒 認出願ではなく共同出願違反の場合は、当初出願人に入っていなかった共同発明者 (特許を受ける権利の一部を有する者)を後に出願人に組み込むことは許すべきだ といわざるを得ない。共同出願違反が冒認出願とは異なり先願の地位を剥奪されな いという現行の法制(同法39条6項参照)に鑑みれば、共同出願違反については査 定審決時で判断してよいということになる。

⁵⁹ 筆者は以前、査定審決時説を採用し一部でそれを披露していたが、改説する。

の第三者に遅れたとするならば、特許を受けることができないことにな る⁶⁰。逆に言えば、甲は自ら速やかに出願をなせば権利取得の機会があっ たことになるから(発明者と使用者、譲渡人と譲受人とが対抗関係に立た ないことは注2を参照)、前掲「生ゴミ処理装置上告審]で言及された「他 の救済方法」がなかったわけではないのである。

ましろ、出願時のみを基準として判断したほうが、真の権利者が出願し
 た後に無効承継が生じた場合に当該出願を拒絶せずに済み、真の権利者の 救済に資することができる。冒認を査定審決時で判断すると、真の権利者 が出願したが、その後であって香定審決前に無効承継が生じた場合、当該 出願は冒認を理由として拒絶査定を受け、それが確定すると真の権利者が 特許を受ける道がなくなるという問題が生じる^{61 62}。

60 なお、注17でも触れたように、出願人名義変更の際には、特許庁は承継を証する 書面の提出を求めるのみで、特段の審査は行わない。しかし、真の権利者によって 出願がなされたかどうかは、出願後の事情に左右されるわけではないから、出願時 説を採っても名義変更届が提出された際に権利の所在に関して審査をする必要は ない。本稿の結論は特許庁における手続実務に特段の変更を求めるものではない。 61 このような場合、現行特許法に真の権利者の救済規定はない。もちろん、民法709 条の損害賠償を受けられる場合はあるだろうが、いったん拒絶査定が確定した後、 それを争う規定はない。特許法上の再審制度(同法171条)は、審決に対するもの に限られているからである。

もっとも、このような真の権利者は特許管理に落ち度があったとして損害賠償以 外の救済を否定する考えもあり得る。無効承継型の場合に真の権利者に特許管理上 の落ち度がなにもないとまではいえない。特に出願中は、審査の進み具合について 関心を持つべきである。出願中に無効承継された場合は、ある程度の期間(現在、 ファーストアクションまでの期間は2年程度であるが、これより早い場合も珍しく ない) に特許庁から拒絶理由も査定の送達もなされなかったとすれば、自ら状況を 調査すべきである。また、審査中は弁理士がついていることも多いから、審査中に 無効承継された場合は特許管理に手落ちがあったとされてもやむを得ないのでは ないか。

62 さらに、無断出願型の場合にはそれが拒絶確定していなくとも先願の地位がなく、 他の第三者の同一発明に関する出願も特許となり得るが、後に真の権利者と冒認者 との間で話がつき、名義を変更することで真の権利者が出願人となることを認める と、かかる出願の先願の地位は回復するのかしないのか、という問題(前掲高林「判

なお、出願時説は残念ながら通説ではない。したがって、これ以降の本 稿は、本文中では香定審決時説を前提に議論し、出願時説は脚注で触れる。

7. 無効審判の請求人適格との関係

(1) 特許法123条2項の趣旨

無効審判の請求人については、特許異議申立制度と統合を図った平成15 年法改正により、何人も請求できるという原則を採用した上で、冒認出願 を理由とする場合は、利害関係人に限り提起できること(特許法123条2項 但書き)が明記された。改正法は、施行日たる平成16年1月1日以降に提 起される無効審判から適用される63。

改正以前、無効審判の請求人適格について特許法123条には特段の規定 がなかったため、解釈上、民事訴訟における「利益なければ訴権なし」と いうテーゼを援用して利害関係を要求していた64。 もっとも、ここでいう 利害関係は特許権者の競業者であれば満たすといわれており、実質的に問 題になることは極めて少なかった65。これに対して、冒認出願や共同出願

批] 判時205頁) が生じ得るが、出願時説を採用すればこの問題はなくなる。

もっとも、請求人適格が問題とされた裁判例がないわけではない(東京高判昭和 45・2・25無体集 2 巻 1 号44頁 **「塩化ビニル樹脂配合用安定剤**])。その他、前掲高 林『標準特許法』205頁も参照。

なお、本稿脱稿時における特許庁編『審判便覧』には、「利害関係人」について 前掲特許庁『平成15年特許法等の一部改正 産業財産権法の解説』以上の解説はな V.

⁶³ 特許庁編『平成15年特許法等の一部改正 産業財産権法の解説』(2003年・発明 協会) 119頁、130~131頁。

⁶⁴ 平成15年改正前の議論の状況は、前掲中山『注解特許法』1342~1347頁(荒垣) を参照。高林龍『標準特許法』(2002年・有斐閣) 205頁も参照。

⁶⁵ 平成15年改正前に発行された特許庁編『審判便覧』「第9版] 31-02に例示された 「利害関係人」を見ると、競業者であればほぼ利害関係あり、と判断できそうであ る。また、同31-03では、審判請求書には利害関係に関する記載は不要であり、相 手方(被請求人=特許権者)が争わない限り職権調査は行わない、とされている。 前掲田村『知的財産法』262頁は、競業者に限る、とは明言しないものの、ほぼそ れに近い解釈を採用している。

違反を理由とする場合は別論であり、これらの場合は請求人は真の権利者 に限られる、とする説(中山説⁶⁶)が有力に主張されていた。

平成15年改正法の立法担当者の見解⁶⁷は必ずしも断定的ではないが、ここでいう「利害関係人」は、冒認されてしまった真の権利者が念頭に置かれていることに疑いはない。この点、権利の帰属に関する争いは、新規性や進歩性といった他の特許適格性と異なり利害関係を有する当事者同士で争わせるべきものである、というのが立法担当者の見解である^{68 69}。冒認特許は、客体的にみれば、保護すべきでない発明(パブリックドメイン)に権利が与えられているわけではなく、権利が誰に帰属するかの争いに過ぎない⁷⁰一方、冒認者から真の権利者への取戻請求が一般的には認められていない現行法を問題視し、審判請求人を真の権利者に限ることで、いわ

66 中山信弘「特許無効審判における請求人適格」『無体財産法と商事法の諸問題』 (豊崎追悼・1981年・有斐閣) 207~211頁。同旨中山信弘「無効審判のあり方」日 本工業所有権法学会年報5号209~216頁 (1982年)、同旨前掲中山『工業所有権法・ 上』239~248頁。なお中山は、冒認・共同出願違反以外の場合は何人にも請求人適 格を認めるべきだと述べており、利害関係を要求する当時の多数説には反対してい た。

文脈は異なるが、玉井克哉 [自動ボイルエビの成型装置・判批] ジュリスト1050 号183頁 (1994年) も、冒認に無関係な第三者は冒認による無効を主張しても「行訴法10条1項にいう『自己の法律上の利益に関係のない違法』に該り、主張自体失当」だと述べる。

ば無効審判をテコとして冒認者から真の権利者へ権利が譲渡されることを期待したものと解される⁷¹。したがって、前述の中山説が全面的に採用されたと見るべきであろう。

しかし、本稿が繰り返し述べるように、特許法上発明者は発明を行ったというだけで保護されるわけではない。他者への発明公開を伴う出願を行って初めて保護される、というのが特許法の構造である。だとすれば、冒認出願を無効理由とする同法123条1項6号の趣旨は、決して当事者同士の私的な紛争を解決するというところにはなく、特許法の制度的・構造的な要請から導かれるものと解すべきである72。

そもそも審判請求人を真の権利者に限らなくとも、冒認出願を理由に無効審判を提起された特許権者(冒認者)としては、無効理由を解消するために真の権利者を探し出し、交渉を行うと考えられる(冒認した以上、冒認者にとって真の権利者を探知することは難しいことではなかろう)⁷³。し

⁶⁷ 前掲特許庁『平成15年特許法等の一部改正 産業財産権法の解説』56頁。

⁶⁸ 前掲特許庁『平成15年特許法等の一部改正 産業財産権法の解説』56頁。もちろん、前掲中山『無体財産法と商事法の諸問題』207~211頁で展開されている議論である。

ところが、特許庁編『平成15年改正法における無効審判等の運用指針』(2003年・ 発明協会) 29頁では、改正前と同様、競業者をも含む、と説明されている。

⁶⁹ したがって、真の権利者以外の者が他の無効理由(たとえば新規性)で無効審判を提起しても、審判官は冒認という無効理由について審理(職権審理;特許法153条1項)してはならないということになる。もちろん、逆に真の権利者が冒認を理由として無効審判を提起したときは、他の無効理由(たとえば新規性)については審理可能である。

⁷⁰ 前掲中山『無体財産法と商事法の諸問題』210頁。

⁷¹ すなわち、冒認者と真の権利者が合理的に行動するなら、無効審判を提起された 冒認者は提起した真の権利者に特許権を譲渡し、そのかわりに真の権利者からライ センスを許諾してもらうということになろう(もちろん条件は様々であろう)。平 成15年改正の目的は、請求人適格を絞ることで、事実上両当事者に話し合いを促す ところにあったのだろう。ということは、査定審決時説を前提に議論がなされたこ とになる。前掲中山『無体財産法と商事法の諸問題』215~216頁。

一方、飯島歩「特許審判・審決取消訴訟制度の改正と解釈上の諸問題」判例タイムズ1129号76頁(2003年)は、特許法123条2項但書きの「利害関係人」を真の権利者に限定しない立場から、このような真の権利者の事実上の期待を保護するために、冒認者に排他権を残しておく必要はない旨述べる。

⁷² 前掲飯島・判タ76頁。前掲井関・同志社法学1684頁も参照。

⁷³ 査定審決時説であれば、冒認者は真の権利者に特許権を譲渡するか、真の権利者 から特許を受ける権利を譲渡してもらい (対価の支払が条件になるかもしれない)、冒認状態を解消すれば、無効理由は解消する。したがって、(屁理屈かもしれないが) 真の権利者が権利を取り戻すことができる機会は、自らが無効審判を提起した 場合に限られないはずである。

一方、出願時説を採用すると、無断出願型の場合は無効理由を解消する手段はなくなるが、本稿の結論からはそれで構わない。真の権利者といえども出願をしていない以上、保護に値しないからである。もっとも、冒認した部分は特許発明の一部であるというなら、その部分を訂正審判で切り落とすことで、他の部分は特許を維

たがって、特許法123条2項但書きの「利害関係人」を、冒認出願に対す る真の権利者に限定すべき理由は、同条以外の現行特許法の制度・構造か らけ見出すことができない74

なお、本稿脱稿時点では、無効審判の請求人適格について特許法123条2 項但書きが直接争われた裁判例はない。

(2) 冒認を理由とする特許無効の抗弁

ところで、前述したように、同項にいう「利害関係人」が冒認された真 の権利者に限られるのだとすれば、冒認を理由とする無効の抗弁(平成16 年改正後は特許法104条の3)が主張できるのも、施行日以降は真の権利 者に限られると解したほうが平仄が合う75。真の権利者でない第三者は無 効審判を提起できない以上、第三者が冒認特許を無効に追い込む法的手段 は存在しない。すなわち、改正法の立法者は、冒認特許であったとしても 第三者に対しては瑕疵のない「完全な」権利だと考たことになるはずだか らである。

しかし、侵害訴訟で無効の抗弁を基礎付ける事情として冒認が主張され これが認められたという事例で、無効を主張した被疑侵害者が真の権利者

持できる可能性はある。

74 前掲飯島・判タ76頁。

ただし、本文中の議論は主として無断出願型を前提としている。前掲「生ゴミ処 **理装置上告審**]により、無効承継型の場合は訴訟という手段で真の権利者の救済が 適うことになったが、一方で何人も冒認を理由とする無効審判を請求できるとする と、真の権利者の与り知らないところで、いつのまにか(冒認された)特許権が無 効消滅しかねないという不安はたしかにある。その意味で、中山説の主張する「無 効審判をテコとして当事者間での解決を促す」として真の権利者に請求人を限定す るという考えは、真の権利者が知らないところで(奪われた)特許権が無効消滅す ることはない、という意味でむしろ無効承継型の救済に優れるのかもしれない。

しかし、前述したように冒認の判断時期につき出願時説を採用すれば、無効承継 の場合はそもそも無効理由に該当せず、真の権利者の知らないところで特許権が無 効消滅することはなくなる。その意味では、出願時説であれば、中山説の本旨を結 果的に取り込むことができる。

75 前掲茶園「判批」平成13年度重判285頁、前掲増井/田村『特許判例ガイド』414 頁(田村)。

かどうかを判決文上は考慮しなかったものがある(東京地判平成17・3・ 10平成16(ワ)11289 「十木工事用レーザ測定器1審]、知財高判平成17・8・ 30平成17(ネ)10069「十木工事用レーザ測定器2審」も1審を支持)。

前掲「十木工事用レーザ測定器1審」は、原告Xが有する特許権は、被 告Yの従業者Zがなした発明であり無効理由を有すると判示された。判決 では、Yが特許を受ける権利を有する者であるという主張も認定もされて いない。発明者ZはYの従業者であったが、厳密にいえば、ZからYへの 承継が認定されなければ真の権利者がYだとはいえないはずである(Yの 職務発明規程などの存在も認定されていない)。判決は、ただXが冒認者 であるという認定にとまっている。したがって、前掲 [土木工事用レーザ 測定器1審]は、少なくとも、侵害訴訟で冒認を理由とする特許権の無効 を主張する場合は被疑侵害者が真の権利者である場合に限られない、とい う立場を採ったと理解できる。

もっともこの判決は、問題となった特許発明が職務発明だという前提を とっているように読めるから、Yは発明者Zとの関係で特許法35条1項の 通常実施権者に該当する。したがって前掲[土木工事用レーザ測定器1審] が、冒認を理由とする特許無効の抗弁を主張できる者の範囲を競業者一般 と考えたのか、それとも同項の通常実施権者までに限定したかは明らかで はないが、少なくともこのような通常実施権者は「利害関係人」に含まれ ると考えたことになる⁷⁶。同項の通常実施権者であるYは、無償かつ全範 囲に亘ってX特許権の実施権原を有する。にもかかわらず、「利害関係人」 を真の権利者に限定せず同項の通常実施権者にまで拡大し無効の抗弁を 認容したという点に、前掲 [土木工事用レーザ測定器1審] の意義を認め るべきであろう。

⁷⁶ もっとも、前掲「**十木工事用レーザ測定器1審**]の判旨を前提としても、無効 審判の場面で特許法35条1項の通常実施権者に請求人適格を認めるべきという結 論は出てこない。事案が異なることはもちろんであることに加え、同項の通常実施 権者は、職務発明に対しては無償かつ全範囲の通常実施権を有するから、冒認出願 を無効にするための"訴えの利益"がないと思われるからである(法定の通常実施 権者の中でも、先使用権者は、実施を継続できる範囲が現になされた事業の範囲に 限られるから、"訴えの利益"は認められるだろう)。

(3)「利害関係人」の範囲

このように、改正された特許法123条2項但書きの下でも、特許侵害訴訟において冒認を理由とする無効の抗弁を主張できる者を真の権利者に限定する必要はないというべきではなかろうか。特許法123条2項但書きは無効審判の請求人適格を定めるのみであるから、侵害訴訟において特許無効の抗弁を主張する場面でこの規定が直接適用されないことは明らかである77(前掲[土木工事用レーザ測定器1審]はそれを示唆したことになる)。

積極的に相手方の権利を無効だと主張する場合(無効審判の場面)と、 消極的に相手方からの権利侵害に対抗する場面(侵害訴訟の場面)とでは、 利益状況が異なる。「利害関係人」についての解釈は、前者では、排他権 を遡及的に消滅させるべきかという観点から論じられるべきであり、後者 では、排他権の行使が妨げられるべきかという観点から論じられるべきで ある。したがって、前者と後者で「利害関係人」の範囲を違えて解釈して もそれぞれの法趣旨を逸脱することにはなるまい。侵害訴訟の場面は無効 審判の場面とは異なり、冒認権利者が第三者に対して排他権を行使すること自体が権利の濫用に当たるかどうかという観点から「利害関係人」を考えるべきであり(松田説⁷⁸)、だとすれば侵害訴訟における「利害関係人」 はまさしく被疑侵害者(=第三者)にほかならない。松田説は特許法104 条の3導入前に唱えられたものであるが、同条の解釈としてもそのまま当 てはまる。

特許法123条2項但書きの趣旨が、無効審判をテコとして冒認者から真の権利者へ権利が譲渡されることを期待したものであるなら、この理屈は特許侵害訴訟の場面には当てはまらない。かえって、冒認特許については何人に対しても排他権の行使を認めず空権化させたほうが、冒認者が真の権利者へ特許権を譲渡する気になるのではないか。自らが持っていても維持年金などコストばかりかかる一方、真の権利者に譲渡すれば、うまくす

77 特許法104条の3は「無効審判により無効とされるべきもの」と定めるのみで、 誰が提起した無効審判により無効にされるべきかということを問題としていない。 78 前掲松田・知的財産法政策学研究215頁。 れば幾分かの金銭を得られるかもしれないのである79。

結論として、特許侵害訴訟において冒認を理由とする無効の抗弁を主張 できる者は、真の権利者に限られず、何人も主張できると考えるべきでは ないだろうか。

さらに進んで、無効審判の請求人適格についても、「利害関係人」を競業者の範囲まで拡大して解釈することはできるだろうか。立法担当者の解説は、「利害関係人」=真の権利者、とまで断定的に述べているわけではないが、「何人も」請求できる123条2項本文との対比上、但書きの「利害関係人」を競業者の範囲とする積極的理由は見出しにくい79a。あえて述べれば、新規性や進歩性を無効理由とする場合は、それなりの証拠とある程度の技術的な主張が要求されるが、対して冒認や共同出願違反を理由とする場合はそれほど技術的な主張がいらないから濫訴の危険があるため、「何人」ではなく競業者=「利害関係人」に限ったとでも考えるほかないが、解釈論としては苦しい80。現段階では難しいといわざるを得ないが、私見では、特許法123条2項但書きは不要な条文だったと考える。

無効審判の請求人適格に関する本稿の論旨は、改正法の趣旨に真っ向から逆らうものであり通説化されることは難しいだろうが、今後の議論を喚起する端緒になれば幸いである。

8. まとめ

冒認出願に関する従来の解釈論は、特許権設定登録前であれば真の権利者の返還請求を認めるが、登録後であれば認められないといったものだったが、無効承継型と無断出願型とを区別した議論が、いくつかの例外を除

⁷⁹ もっとも出願時説を採用した場合は無効理由は解消しないから、空権化は意味のない議論である。

^{79a} 改正前においては、利害関係人と認められる範囲が広かったこと(注65)も参照。 ⁸⁰ 前掲長谷川 [判解]『最高裁判所判例解説』548頁は、競業者を含むと解する余地 があると述べる (ただし、前掲注8で示した問題に対する懸念である)。

また前掲飯島・判タ75~76頁は、共同出願違反は格別、冒認については公益的要素を看過できないため、競業可能性のある者にも請求人適格を認めるべきと述べる。 一考の余地がある見解といえよう。

いて十分ではなかった。平成13年最高裁判決は、無効承継型の事例でかつ 特許権設定登録後であったが、真の権利者による返還請求を認めた。同最 判は、従来の議論の枠組みを取り払った判決として評価すべきである。

一方、平成14年東京地裁判決は、特許権設定登録後であるが無断出願型の事例で、真の権利者による返還請求を認めなかった。同地判は、平成13年最判の射程を意識し、その上で射程外であるとの立場を採ったものであり、賛成すべきものである。なぜなら、現行特許法の枠組みを前提とすれば、真の権利者といえども出願をなしていなければ排他権を与えるべきではないからである。真の権利者は気の毒であることには違いないが、だからといって排他権を与えるべき者かといわれれば、現行特許法の構造からは否定されるべきである。

しかし、従前には平成14年東京地判と異なる立場を採った判決も存在しているので、平成14年東京地判の理論が根付くかどうかは今後の裁判例を 注視せねばならない。

また、冒認に関する特許法49条7号は、査定審決時を基準として判断すべきという説が有力であるが、「排他権を得るためには出願していなくてはならない」という特許法の構造を貫徹すれば、出願時を基準として判断すべきである。

特許法123条2項但書きは、冒認を理由とする無効審判の請求人を利害関係人に制限しており、この利害関係人としては冒認された真の権利者が念頭に置かれている。しかし、冒認出願が拒絶理由となっているのは、決して当事者同士の私的な紛争を解決するというところにはなく、特許法の制度的・構造的な要請から導かれるものである。したがって、私見では「利害関係人」は競業者を含むと解するが、解釈論としては苦しいであろう。一方、かりに同但書きの「利害関係人」が冒認された真の権利者に限定されるとしても、特許侵害訴訟において冒認を理由とする特許無効の抗弁を主張できる者は、真の権利者に限られず、何人も主張できると解すべきで

本稿の査読は、北海道大学大学院法学研究科・21世紀 COE プログラムリーダーの 田村善之教授にお願いした。同教授には、査読の過程を通じて様々なご指摘をいた だいた。記して感謝申し上げたい。

ある。むしろその方が、真の権利者の救済に資する場合があるからである。

102 知的財産法政策学研究 Vol. 10 (2006)